

2023 年度奨励研究募集要項

1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル)。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

3. 応募期間

2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励委員会

研究奨励委員会は次の委員により構成される。

- | | |
|-----|--------------------|
| 委員長 | 阿部 桃子 (東京医療保健大学) |
| 委員 | 遠藤 和子 (山形県立保健医療大学) |
| 委員 | 長谷部 真木子 (秋田大学大学院) |

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より 1 件あたり 1 年間 10 万円以内の研究奨励金を交付する。採択件数は年間 3 件程度とし、申請は研究者 1 名につき 1 件までとする。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励委員会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

fellowship@njans.net

- (註 1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励委員会の助成によるものであることを明らかにする必要がある。
- (註 2) この研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する業績結果を次年度北日本看護学会学術集会において発表し、交付後 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負うものとする。(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 5 条(義務))。これらが確認できなかった場合は、研究奨励委員会が理事長に報告する。理事長が、必要と認めた場合には指導、助言を行うかもしくは罰則(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 6 条(罰金))を適用することがある。